○大隅肝属広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

平成21年４月１日

大隅肝属広域事務組合条例第17号

肝属地区一般廃棄物処理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合条例第６号）の全部を改正する。

改正

平成28年２月17日条例第６号

令和元年11月18日条例第１号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第５項の規定に基づき、職員（大隅肝属広域事務組合職員定数条例（大隅肝属広域事務組合条例第 11 号）第２条に規定する職員をいう。以下同じ。）及び非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の勤務時間、休暇等）

第２条　職員の勤務時間、休暇等に関しては、鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第40号）の規定の例による。

附　則

この条例は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（令和元年11月18日条例第１号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。